

日進市教育委員会定例会（令和7年1月）会議録

1. 日時

令和7年1月15日（水曜日）午後2時から

2. 場所

市役所南庁舎2階 第5会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

（1）生涯学習部

伊東あゆみ（生涯学習部長）、伊藤泰裕（生涯学習部技監）、
與語隆弘（生涯学習部次長兼学び支援課長）高柳秀史（学習政策課長）、
蟹江砂織（図書館長）

（2）学校教育部

加藤誠（学校教育部長）、桃原勇二（学校教育課長）、
加藤豊司（学校教育課指導主事）、大鐘徹也（学校給食課長）

〔書記〕

河合一成（学習政策課課長補佐）、海野享子（学習政策課学習戦略係長）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 5名

6. 会議録署名者

岩田教育長、武田委員、吉田委員

7. 議事の経過

（開会）

（前回会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第1号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について）
【学習政策課】

- 議案第2号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について）【学習政策課】
- 議案第3号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会決裁規程の一部改正について）【学習政策課】
- 議案第4号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市教育委員会事務局職員人事について）【学習政策課】
- 議案第5号 日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について【学校教育課】
- 議案第6号 日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について【学校教育課】
- 議案第7号 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について【学校教育課】

（報告事項）

事務局報告

【学習政策課】

- ・令和6年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について〔資料No. 1〕
- ・西小学校体育館の対応について〔資料No. 2〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No. 3〕
- ・事業等報告について〔資料No. 4〕

【学び支援課】

- ・事業等報告について〔資料No. 5〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No. 6〕

【学校給食課】

- ・事業等報告について〔資料No. 7〕

（行事予定）（令和7年1月16日から令和7年2月12日まで）

（その他）

（閉会）

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和7年2月12日（水） 午後2時から

場 所：市役所南庁舎2階 第5会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただいまから令和7年1月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより、議事を進めさせていただきます。

本日は全員が出席しておりますので、会議は成立いたします。本日の会議録署名者は武田委員、吉田委員、私です。会議録調製者は学習政策課、海野とします。

本日の会議には5名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）

それでは傍聴者をお通しください。

（傍聴者入室）

傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では次第2、令和6年12月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、あらかじめ配付しております会議録案の内容にご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和6年12月定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から1点、報告させていただきます。

1月12日、日進市スポーツセンターにおいて、日進市消防出初式に参加しました。厳粛な雰囲気の中で行われましたが、日進市内の防災安全に日々、大きく寄与している消防署、消防団の皆さんには感謝しかありません。また今年から保育園児が参加し、消防団の歌を歌うなど、和やかな雰囲気もありました。保護者同伴でしたので皆さんに出初式を見ていただく良い機会になったと感じました。

その他、ありましたらお願いいたします。

委員

1月12日、二十歳の集い、第1部に参加してまいりました。

第1部は日進中学校、日進東中学校の卒業生が集まり、久しぶりに会った旧友と楽し気に語らっていましたが、式典が始まるとしっかりと切り替え、背筋を伸ばして市長や来賓の方々からの祝辞を聴く姿勢に、大人になる意気込みを感じました。これからの日進市を担う未来ある若者の姿を頼もしく思いました。

委員

1月9日に愛日地方教育事務協議会が豊明市役所でありました。協議事項として、令和7年度の儀式等の日程や、愛日地方教育事務協議会の行事予定ならびに予算案等が審議され、いずれも承認されました。

教育長

報告事項で、ご意見、ご質問はありますか。

ないようでしたら次第3は以上とし、次第4、議事に入ります。

議案第1号、臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について）、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員

どのくらいの賃上げになりますか。

学習政策課長

愛知県の人事委員会勧告では2.94%上昇となっています。

教育長

他はよろしいですか。

(しばらく間があり) それでは議案第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは議案第1号を承認といたします。

次に、議案第2号、臨時代理事項の承認を求めることについて(日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について)及び議案第3号、臨時代理事項の承認を求めることについて(日進市教育委員会決裁規程の一部改正について)、内容が関連しますので、続けて学習政策課から説明をお願いいたします。

学習政策課長

(説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

技監とはどのようなもので、どのような人が就くものか教えてください。

学習政策課長

技監は、建築技師、土木技師等の技術職として採用された者に対して、技術職の部長級として位置づけられるものです。技術職のトップという立場になります。

委員

その技術職には医療も入りますか。

学習政策課長

現在、日進市では医療関係の職員の採用はありません。

委員

専門の知識を持っている方が統括の部長になるということで設けられたポストのようですが、建築、土木に特化すべきものでもないような気がします。医療職や教育職についても、今後は役職が増えていくのでしょうか。

学習政策課長

専門職としての採用であれば、それらも将来的には考えられます。

委員

そのような枠が今後増え、専門の知識を持ちながら市役所の事務的な仕事もできた方が良いでしょう。職員がそれぞれの知識、技量を生かせるようになっていくと良いと思います。

教育長

人口減少に伴い、良い人材が採用できるよう、待遇改善など色々と検討しているようです。

他にご意見はありませんか。

それでは議案第2号及び案第3号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第2号及び議案第3号を承認といたします。

次に議案第4号、臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市教育委員会事務局職員人事について）について学習政策課から説明をお願いいたします。

学習政策課長

(説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) 特にないようですので、議案第4号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、議案第4号を承認といたします。

次に議案第5号、日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、及び議案第6号、日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

(説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

対象者の記載が短くなっていますが、今まで援助対象者だった人が対象から外れるなどの変更はないという理解でよいですか。

学校教育課長

対象者の変更はございません。書きぶりを分かりやすくし、法律に基づく記載に整えたものになります。

委員

改正前にある長い記載が、特別支援学校への就学奨励に関する法律、というところでまとめられたということですね。分かりました。

教育長

他、よろしいですか。

それでは議案第5号及び案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、議案第5号及び議案第6号を承認といたします。

次に議案第7号、令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について学校教育課から説明をお願いします。

主任指導主事

(説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

教育長

中学校理科は4月14日から17日のいずれか1日で実施するのですか。

指導主事

学校の希望としては、おそらく17日の一日で実施したいのと思いますが、アクセスが集中すると難しいと思いますので、実施日程は未定です。

教育長

調査の実施日に調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒に対しての対応等、色々と注意事項にありますが、こういった可能性はゼロではないので、しっかり準備する必要がありますね。

指導主事

オンライン方式は今回初めて行うものなので、子どもたちも練習が必要ということで、文科省から練習問題が届いています。練習を通じて不具合がないかを検証するため、テストの日も指定されています。アクセス等が問題にならないかどうか、ここで検証が進むと思われます。

教育長

始業式から日が浅い中でこれだけ複雑なことをやるということで、教育長会の中でも問題になっています。始業式で学級が確定した後、1週間ほどの期間内にアカウント登録をする等の作業を行うのは大変です。始業式ではなく4月1日に学級を確定できないかなどの意見もあり、混乱しているところです。

知事会でも、せめて対象を全員ではなく抽出で出来ないかなど、色々な議論がずっとある中で、毎年実施が続いています。

トラブルに備えつつ対応していただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、議案第7号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということで議案第7号を承認といたします。

それでは報告事項に入ります。次第5、今回教育長報告はありません。各所属から事務局報告をお願いいたします。

学習政策課長

- ・令和6年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について
 - ・西小学校体育館の対応について
 - ・教育委員会の後援等名義使用等について
 - ・事業等報告について
- (各項目について説明)

学び支援課長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

学校教育課長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

学校給食課長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員

学習政策課の事業等報告の中に、部活動地域移行検討委員会で本市の部活動の現状、及び中学生の保護者へのアンケート調査の結果報告、とありましたが、どのような報告であったのか、また、各委員からどのような意見や質問があったか、簡単にお聞かせください。

学習政策課長

部活動の地域移行に関して、11月下旬から12月中旬にかけて中学生保護者向けのアンケート調査を実施しました。結果は、部活動の縮小について賛成と反対がほぼ同数でしたので、判断は非常に難しいところですが、本市の部活動の現状を考え合わせると、一足飛びに部活動廃止という方向性を出すことは現時点では非常に難しいと考えています。検討委員会としても、まずは現状の休日月4回の活動回数を段階的に減らして教員の負担軽減を図るものの、部活自体をすぐに廃止することはしない方向

です。委員の意見としては、部活をやりたい先生には積極的にやっていただくなど、先生方の意向を組んだ対応ができるかたちにしたいということでした。第3回の検討委員会を年度末に開催し、最終的な方向性を示していきたいと思います。

委員

熱心な教員、指導を希望する先生に関しては、積極的にある程度やっていただくという方針なのではないでしょうか。今、働き方改革が盛んに言われ、学校内で部活指導に熱心な先生の肩身が狭い感じがあります。部活動は非常に大事なもので、良い形に変えていただきたいと思います。

学習政策課長

先生方を対象としたアンケート結果では、部活動をやりたいという先生も比較的多く、そういった先生については兼職兼業のような形も含め、活動していただけるような検討はしていきたいです。

委員

働き方改革で一律に廃止という流れができ、部活をやりたい先生や生徒は少数派です。そのような人を守る必要があると思います。働き方改革は本来、皆がやりたいことをやれるように改革することで、全員休めということではないと思います。

部活動によって影響を受ける子どもたちもいるでしょうし、それが教育現場の良さでもあると思います。具体的に何か方策がありますか。

学習政策課長

部活を指導したい先生方には地域クラブに関わって参加していただけるよう案内していきたいと思っています。全体的には指導者が不足してくると思いますので、働き方改革には逆行するかもしれませんが、積極的に部活動に関わりたい先生には、指導者として携わっていただきたいと思います。

委員

教員の兼職兼業は認められているのですか。

教育長

営利目的でなければ兼職兼業は可能ですが、兼職兼業の労働時間をプラスすると労働基準法の月間の上限時間に抵触してしまう場合もあり、難しい問題です。

委員

例えば、自由時間に勝手に部活指導するのは自由ということになりますよね。それだと給料は発生せずボランティアということになりますが、それも厳しいですね。

教育長

一つ言えることは、とりあえず教員の仕事を明確にしてほしいということです。

海外で主流のように授業だけでよいなら、それほど残業は発生せず、余った時間を地域活動や部活動に充てられるかもしれません。

また、いくら自主的に楽しくやってくださいと言っても、子どもも先生もやる以上は上手になりたいとか、大会で勝ちたいなど欲が出るものです。本当に結論が出ないですが、最終的に子どもたちや熱心な先生たちにしわ寄せが行かないようにしたいと思っています。色々のご意見いただけるとありがたいです。

委員

教員は元々、時間外の対価がついていないので、学校ではないところで部活をやることをもっと進めてはどうでしょうか。自分の時間を家庭に振り分けるか、部活に振り分けるかの選択は今まで通りですが、学校からの圧がなくなると思います。

教育長

学校からの圧は今も多分ないと思いますが、一緒に働いている同僚が授業以外の例えば生徒指導などの色々なことで走り回っているときに、部活を理由に自分だけ抜けられるかは疑問です。教員としての仕事を明示しないと、解決が難しいと思います。

委員

学校行事や学校運営にあまり力を入れない先生もいますので、教員の役割というのは本当に難しいところだと思います。部活動の地域展開がうまくいくことを願っています。

教育長

色々大変なことはありますが、今の部活としてのあり方はもう限界に来ており、どこかで移行は必要と考えます。

他にご意見ありますか。

委員

別の話になりますが、先日、読んだ議員答弁の中で興味を引かれたのが、アナログの教育予算の件です。GIGAスクール構想の中、どんどんデジタル化が進んでいます。さらに学校だけでなく、家庭も完全にデジタル化しており、世の中のデジタル化はもう止められず、本当にこれでいいのかと思っていた矢先にこの答弁を目にし、アナログの良さを教える場所は学校しかないのではと思ったものです。

例えば書道や書き初めについても、冬休みの一時の話ですが、そういうことを教える場は今や学校しかないのではないかと感じています。

逆に家庭のデジタル化は制限しないとまずい気がしているくらいで、機を見てその点は考えた方がよいと思いました。

教育長

生成AIの使い方等については、学校で何とか教えるべきという話にもなりますが、授業以外のどの時間を使えばよいのか疑問もあります。

委員

人が人と会うとか、アナログで授業をすることの良さは、もしかしたらもう小学校ぐらいでしか味わえないのかなと思い、逆に貴重に思えます。

教育長

泥遊びや木登りという遊びも少なくなりますね。例えば仮想空間の中で体験した気持ちになっているとしたらもう恐ろしいですが、そういう時代も間近ではないかと思えます。

委員

西小学校のシンボルであるクスノキを残してほしいという話があります。議会においても学校移転の際に検討する旨の答弁がありました。古い木ですし、お金もかかると思いますが可能なのでしょうか。

学習政策課長

おっしゃるように非常に古く大きい木ですので、移植には耐えられないと思われます。枝を挿し木するなど、何らかの方法で残すことを検討したいと考えています。

教育長

他よろしいでしょうか。

では次に次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いいたします。

(しばらく間があり) 特にないようですので、次第7、その他としてお伝えすることや全体を通してご意見ご質問等があればお願いします。

(しばらくして) 以上で本日予定しておりました内容は全て終了しました。

次回は2月定例教育委員会を令和7年2月12日水曜日午後2時から市役所南庁舎2階第5会議室で開催いたします。

これをもちまして令和7年1月定例教育委員会を閉会いたします。

日進市教育委員会定例会（令和7年1月）次第

日時 令和7年1月15日（水）

午後2時から

場所 市役所南庁舎2階 第5会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 諸般の報告

4 議事

議案第1号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について）

【学習政策課】

議案第2号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について）【学習政策課】

議案第3号 臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会決裁規程の一部改正について）【学習政策課】

議案第4号 臨時代理事項の承認を求めることについて（令和6年度日進市教育委員会事務局職員人事について）【学習政策課】

議案第5号 日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について【学校教育課】

議案第6号 日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について【学校教育課】

議案第7号 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について【学校教育課】

5 報告事項

事務局報告

【学習政策課】

- ・令和6年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について〔資料No. 1〕
- ・西小学校体育館の対応について〔資料No. 2〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No. 3〕
- ・事業等報告について〔資料No. 4〕

【学び支援課】

- ・事業等報告について〔資料No. 5〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No. 6〕

【学校給食課】

- ・事業等報告について〔資料No. 7〕

6 行事予定（令和7年1月16日から令和7年2月12日まで）

7 その他

8 閉会

今後の予定

次回教育委員会

2月定例会 令和7年2月12日（水）午後2時 市役所南庁舎2階 第5会議室

議案第1号

臨時代理事項の承認を求めることについて

(日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について)

日進市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号

(3) 提案内容

別紙のとおり

2 臨時代理を行った日

令和6年12月25日

3 臨時代理を行った理由

令和6年第4回日進市議会定例会において、令和6年12月25日付けで議案提案、即時議決がなされたことから、同日付けで対応する必要があったため。

日進市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 6 年 12 月 25 日

条 例 第 36 号

(日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和4年日進市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 給料表(第5条関係)			別表第1 給料表(第5条関係)		
職務の級 号給	1級	2級	職務の級 号給	1級	2級
	給料月額 円	給料月額 円		給料月額 円	給料月額 円
1	204,600	225,900	1	181,500	198,000
2	207,000	228,400	2	183,000	200,200
3	209,300	230,800	3	184,600	202,300
4	211,600	233,300	4	186,200	204,600
5	213,900	235,800	5	187,800	206,700
6	216,200	238,200	6	189,700	208,900
7	218,500	240,700	7	191,600	211,000
8	220,700	243,100	8	193,500	213,200
9	223,000	245,600	9	195,300	215,400
10	225,200	247,200	10	197,400	217,900
11	227,500	248,900	11	199,500	220,300
12	229,700	250,500	12	201,500	222,500
13	232,000	252,100	13	203,600	225,000
14	234,100	253,700	14	205,700	226,700
15	236,300	255,100	15	207,900	228,200
16	238,400	256,500	16	210,000	229,800
17	240,600	258,000	17	212,300	231,500
18	242,400	259,200	18	214,400	232,900
19	244,200	260,400	19	216,700	234,100
20	245,900	261,700	20	218,600	235,400
21	247,600	263,100	21	220,900	237,200
22	249,000	264,300	22	222,500	238,900
23	250,300	265,700	23	224,100	240,600
24	251,600	267,000	24	225,600	242,300
25	252,900	268,300	25	227,100	243,800
26	254,000	270,300	26	228,200	245,900

27	<u>255,100</u>	<u>272,100</u>
28	<u>256,200</u>	<u>273,900</u>
29	<u>257,500</u>	<u>275,700</u>
30	<u>258,800</u>	<u>277,900</u>
31	<u>260,000</u>	<u>280,200</u>
32	<u>261,200</u>	<u>282,400</u>
33	<u>262,400</u>	<u>284,700</u>
34	<u>263,600</u>	<u>286,900</u>
35	<u>264,800</u>	<u>289,200</u>
36	<u>266,100</u>	<u>291,300</u>
37	<u>267,300</u>	<u>293,400</u>
38	<u>268,500</u>	<u>295,300</u>
39	<u>269,700</u>	<u>297,300</u>
40	<u>271,000</u>	<u>299,100</u>
41	<u>272,200</u>	<u>301,000</u>
42	<u>273,300</u>	<u>302,900</u>
43	<u>274,500</u>	<u>304,800</u>
44	<u>275,600</u>	<u>306,500</u>
45	<u>276,600</u>	<u>308,200</u>
46	<u>277,400</u>	<u>310,100</u>
47	<u>278,200</u>	<u>311,800</u>
48	<u>279,100</u>	<u>313,500</u>
49	<u>279,800</u>	<u>315,100</u>
50	<u>280,600</u>	<u>316,800</u>
51	<u>281,300</u>	<u>318,700</u>
52	<u>282,000</u>	<u>320,400</u>
53	<u>282,800</u>	<u>321,700</u>
54	<u>283,700</u>	<u>323,700</u>
55	<u>284,500</u>	<u>325,500</u>

56	<u>285,200</u>	<u>327,300</u>
57	<u>285,900</u>	<u>329,000</u>
58	<u>286,700</u>	<u>331,000</u>
59	<u>287,600</u>	<u>332,700</u>
60	<u>288,300</u>	<u>334,400</u>
61	<u>288,900</u>	<u>336,200</u>
62	<u>289,600</u>	<u>338,000</u>
63	<u>290,300</u>	<u>339,900</u>
64	<u>290,900</u>	<u>341,600</u>
65	<u>291,700</u>	<u>343,300</u>
66	<u>292,400</u>	<u>344,700</u>

27	<u>229,400</u>	<u>247,800</u>
28	<u>230,600</u>	<u>249,800</u>
29	<u>232,100</u>	<u>251,500</u>
30	<u>233,700</u>	<u>254,000</u>
31	<u>235,200</u>	<u>256,400</u>
32	<u>236,700</u>	<u>258,900</u>
33	<u>238,100</u>	<u>261,300</u>
34	<u>239,700</u>	<u>263,800</u>
35	<u>241,500</u>	<u>266,100</u>
36	<u>242,900</u>	<u>268,400</u>
37	<u>244,200</u>	<u>270,600</u>
38	<u>245,700</u>	<u>272,900</u>
39	<u>247,100</u>	<u>275,400</u>
40	<u>248,500</u>	<u>277,500</u>
41	<u>249,900</u>	<u>279,900</u>
42	<u>251,200</u>	<u>282,200</u>
43	<u>252,400</u>	<u>284,500</u>
44	<u>253,700</u>	<u>286,600</u>
45	<u>255,100</u>	<u>288,800</u>
46	<u>256,400</u>	<u>291,000</u>
47	<u>257,600</u>	<u>293,200</u>
48	<u>258,800</u>	<u>295,100</u>
49	<u>259,900</u>	<u>297,300</u>
50	<u>261,200</u>	<u>299,000</u>
51	<u>262,600</u>	<u>300,900</u>
52	<u>263,600</u>	<u>302,600</u>
53	<u>264,700</u>	<u>303,900</u>
54	<u>266,100</u>	<u>306,000</u>
55	<u>267,200</u>	<u>307,900</u>

56	<u>268,200</u>	<u>310,000</u>
57	<u>269,200</u>	<u>312,000</u>
58	<u>270,200</u>	<u>314,200</u>
59	<u>271,300</u>	<u>316,400</u>
60	<u>272,300</u>	<u>318,700</u>
61	<u>273,200</u>	<u>320,800</u>
62	<u>273,900</u>	<u>323,200</u>
63	<u>274,600</u>	<u>325,400</u>
64	<u>275,300</u>	<u>327,600</u>
65	<u>276,000</u>	<u>329,700</u>
66	<u>277,200</u>	<u>331,300</u>

67	<u>293,100</u>	<u>346,000</u>
68	<u>293,800</u>	<u>347,300</u>
69	<u>294,500</u>	
70	<u>295,300</u>	
71	<u>296,100</u>	
72	<u>296,800</u>	
73	<u>297,300</u>	
74	<u>298,000</u>	
75	<u>298,700</u>	
76	<u>299,300</u>	
77	<u>299,900</u>	
78	<u>300,700</u>	
79	<u>301,300</u>	
80	<u>301,900</u>	
81	<u>302,500</u>	
82	<u>303,100</u>	
83	<u>303,700</u>	
84	<u>304,300</u>	
85	<u>304,900</u>	
86	<u>305,400</u>	
87	<u>305,900</u>	
88	<u>306,400</u>	
89	<u>306,800</u>	
90	<u>307,400</u>	
91	<u>307,900</u>	
92	<u>308,400</u>	
93	<u>308,700</u>	
94	<u>309,300</u>	
95	<u>309,800</u>	

96	<u>310,200</u>	
97	<u>310,600</u>	
98	<u>311,100</u>	
99	<u>311,600</u>	
100	<u>312,000</u>	
101	<u>312,400</u>	
102	<u>312,800</u>	
103	<u>313,300</u>	
104	<u>313,600</u>	
105	<u>313,800</u>	
106	<u>314,100</u>	

67	<u>278,300</u>	<u>332,800</u>
68	<u>279,400</u>	<u>334,300</u>
69	<u>280,800</u>	
70	<u>282,200</u>	
71	<u>283,400</u>	
72	<u>284,700</u>	
73	<u>285,500</u>	
74	<u>286,400</u>	
75	<u>287,400</u>	
76	<u>288,500</u>	
77	<u>289,400</u>	
78	<u>290,400</u>	
79	<u>291,500</u>	
80	<u>292,400</u>	
81	<u>293,200</u>	
82	<u>294,000</u>	
83	<u>294,800</u>	
84	<u>295,600</u>	
85	<u>296,600</u>	
86	<u>297,400</u>	
87	<u>298,100</u>	
88	<u>298,900</u>	
89	<u>299,800</u>	
90	<u>300,700</u>	
91	<u>301,700</u>	
92	<u>302,400</u>	
93	<u>302,700</u>	
94	<u>303,400</u>	
95	<u>304,100</u>	

96	<u>304,800</u>	
97	<u>305,600</u>	
98	<u>306,400</u>	
99	<u>307,200</u>	
100	<u>307,900</u>	
101	<u>308,600</u>	
102	<u>309,000</u>	
103	<u>309,500</u>	
104	<u>309,900</u>	
105	<u>310,100</u>	
106	<u>310,400</u>	

107	314,400	107	310,700
108	314,600	108	310,900
109	314,800	109	311,100
110	315,000	110	311,300
111	315,300	111	311,600
112	315,600	112	311,900
113	315,800	113	312,100
114	316,000	114	312,300
115	316,200	115	312,500
116	316,500	116	312,800
117	316,800	117	313,100
118	317,000	118	313,300
119	317,300	119	313,700
120	317,700	120	314,000
121	317,900	121	314,200
122	318,100	122	314,400
123	318,300	123	314,600
124	318,600	124	314,900
125	318,900	125	315,200

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定による給与の内払とする。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第2号

臨時代理事項の承認を求めることについて
(日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について)

日進市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うことについて、議決をいただく必要があるからであります。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号

(3) 提案内容

部長級職員として、技監を追加する。

2 臨時代理を行った日

令和6年12月20日

3 臨時代理を行った理由

令和7年1月1日付け人事異動に伴い、緊急で規則改正をする必要があったため。

日進市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

令和 6 年 12 月 20 日
教委規則第 3 号

日進市教育委員会事務局処務規則(昭和63年日進町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、担当部長、<u>技監</u>、参事及び部次長を、課に課長及び担当課長を、館に館長及び担当課長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(部長等の職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 担当部長<u>及び技監</u>は、上司の命を受け、事務局の事務を分担掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>3～15 略</p> <p>(専決及び代決)</p> <p>第6条 部長、担当部長、<u>技監</u>、参事、部次長、課長、担当課長等は、別に定めるところにより専決又は代決することができる。</p>	<p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、担当部長、参事及び部次長を、課に課長及び担当課長を、館に館長及び担当課長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(部長等の職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 担当部長は、上司の命を受け、事務局の事務を分担掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>3～15 略</p> <p>(専決及び代決)</p> <p>第6条 部長、担当部長、参事、部次長、課長、担当課長等は、別に定めるところにより専決又は代決することができる。</p>

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

議案第3号

臨時代理事項の承認を求めることについて
(日進市教育委員会決裁規程の一部改正について)

日進市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うことについて、議決をいただく必要があるからであります。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号

(3) 提案内容

部長級職員として、技監を追加する。

2 臨時代理を行った日

令和6年12月20日

3 臨時代理を行った理由

令和7年1月1日付け人事異動に伴い、緊急で規則改正をする必要があったため。

日進市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

令和 6 年 12 月 20 日

教委訓令第 1 号

日進市教育委員会決裁規程(平成21年日進市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 部長 日進市教育委員会事務局処務規則(昭和63年日進町教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。)第4条第1項に規定する部長、担当部長、<u>技監</u>及び参事をいう。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 部長 日進市教育委員会事務局処務規則(昭和63年日進町教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。)第4条第1項に規定する部長、担当部長及び参事をいう。</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

議案第4号

臨時代理事項の承認を求めることについて
(令和6年度日進市教育委員会事務局職員人事について)

日進市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

教育委員会事務局職員及び学校その他教育機関の職員の任免その他人事に関する
ことについて、議決をいただく必要があるからであります。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第7号

(3) 提案内容

別紙のとおり

2 臨時代理を行った日

令和7年1月1日

3 臨時代理を行った理由

令和7年1月1日付けで人事異動が発令されたことにより、緊急で任命する必要
があったため。

議案第5号

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和7年度からの給食費定額制により給食費の納付月が変更となることから就学援助の援助費目である学校給食費の支給時期を変更する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

- (1) 就学援助の援助費目である学校給食費について、別表に掲げる支給時期を給食実施月ごとから給食費納付月ごとに変更する。
- (2) 準要保護者の認定基準額について、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額に準じて算出する旨を明記する。

4 施行期日

令和7年4月1日

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
 教委要綱第 号

日進市就学援助費事務取扱要綱(平成20年日進市教委要綱第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(援助対象者)</p> <p>第2条 日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、日進市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)され、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者、日進市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者又は日進市に住民登録され、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者(小学校の就学予定者に限る。以下「就学予定者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものに就学援助を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 児童及び生徒の属する世帯全員の前年に係る<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の1.5倍未満である者</u></p>	<p>(援助対象者)</p> <p>第2条 日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、日進市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)され、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者、日進市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者又は日進市に住民登録され、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者(小学校の就学予定者に限る。以下「就学予定者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものに就学援助を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 児童及び生徒の属する世帯全員の前年の<u>収入額(総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万</u></p>

円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額の合計から社会保険料、生命保険料、地震保険料、寡婦控除及びひとり親控除の金額を控除した額に12分の1を乗じて得た金額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。平成24年12月末日において適用されているものをいう。)に定める生活保護基準額を適用して算出した需要月額1.5倍未満の者

(ウ) 略

別表(第3条関係)

費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期
略			
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者 小中学校全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍している児童及び生徒に限る。	給食費納付月ごと
略			

(ウ) 略

別表(第3条関係)

費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期
略			
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者 小中学校全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍している児童及び生徒に限る。	給食費納付月ごと
略			

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号

日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和7年度からの給食費定額制により給食費の納付月が変更となることから、特別支援教育就学奨励費の支給費目である学校給食費の支給時期を変更する必要があるためであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

特別支援教育就学奨励費の支給費目である学校給食費について、別表に掲げる支給時期を給食実施月ごとから給食費納付月ごとに変更する。

4 施行期日

令和7年4月1日

日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日

教委要綱第 号

日進市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成20年日進市教委要綱第3号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
費目	内容	対象児童 生徒	支給時 期	費目	内容	対象児童 生徒	支給時 期
略				略			
学校給 食費	児童又は生徒が受 けた給食で、保護 者が負担すること となる額	小中学校 全学年	給食費 納付月 ごと	学校給 食費	児童又は生徒が受 けた給食で、保護 者が負担すること となる額	小中学校 全学年	給食実 施月ご と

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について別紙のとおり提出します。

令和7年1月15日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、令和7年度全国学力・学習状況調査を実施することについて、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第17号及び第3条

3 主な内容

- (1) 調査実施予定日 令和7年4月17日(木)
- (2) 調査方式 悉皆(しっかい)調査(対象は小6、中3)
- (3) 対象教科 国語、算数・数学、理科

令和7年度全国学力・学習状況調査について

1. 令和7年度全国学力・学習状況調査の概要

①調査内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- ・質問調査（児童生徒質問調査、学校質問調査）
※教科に関する調査（中学校理科）、質問調査は、オンラインで実施

②調査対象

国・公・私立学校の小学校6年生・中学校3年生

③実施予定日

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）
令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査
令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日で実施
※同じ日に、生徒質問調査、中学校理科の順に実施
- ・児童質問調査
令和7年4月18日（金）～30日（水）のいずれか1日で実施
- ・学校質問調査
令和7年4月1日（火）～17日（木）の期間に各学校が実施
- ・後日実施（注）の期間
令和7年4月18日（金）～30日（水）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

2. 令和7年度調査の実施方式

【小学校】

	実施方式	（オンライン方式の場合） 用いるシステム
教科に関する調査	冊子を用いた筆記方式	—
児童質問調査	オンライン方式 ※1	受託事業者の Web システム
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者の Web システム

【中学校】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査(国・数)	冊子を用いた筆記方式	—
教科に関する調査(理)	オンライン方式 ※1	MEXCBT
生徒質問調査	オンライン方式 ※1	MEXCBT
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者のWeb システム

※1 点字は、冊子方式とする。

3. 今後の主なスケジュール（予定）

※下線部は例年と異なるもの

○10月9日

- ・ 令和7年度の全国学力・学習状況調査のCBT方式での実施（中学校理科）に関する説明会

○10月末

- ・ サンプル問題（中学校理科）の通常版をMEXCBT上に搭載

○11月

- ・ 学校基本情報の確認 等
対象：都道府県・市（区）町村教育委員会
（各設置者管内の学校住所・連絡先情報等の登録、通称「AB調査」）

○12月

- ・ 令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領の策定
- ・ 「令和7年度全国学力・学習状況調査」担当者会議
- ・ 参加意向調査

○令和7年1月

- ・ 学校基本情報の確認 等
対象：参加予定学校
（参加予定の各学校の児童生徒数等の情報の登録、通称「CD調査」）
- ・ サンプル問題（中学校理科）の配慮版をMEXCBT上に搭載

D調査の際に、中学校理科の
実施希望日についても調査予定

○令和7年1～3月

- ・ 事前検証